

意見公募の結果

- 1 規則等の題名
まちなかにおけるのぼり旗の掲出基準
- 2 規則等の案の公示の日
令和3年10月22日(金)
- 3 提出意見並びに提出意見を考慮した結果及びその理由
意見数 3件

No	提出意見	提出意見を考慮した結果及びその理由
1	<p>掲出基準については、少なくとも必要なレベルとして良いと思います。</p> <p>「閉店後は片付ける」に加えて強風波浪注意報が出た場合も「片付ける」ように促す方がよいと思います。通行人がケガをすれば店舗側も困るはずです。</p>	<p>貴重なご意見として承り、参考にさせていただきます。</p>
2	<p>目標としては、のぼり旗は無くすべき広告物だと考えますが、広告業者のこともあり、難しい問題だと思います。交通安全の観点からも、のぼり旗は風で動くため、何か書かれているのかと脇見を誘発しますので、基本は無くすべきと思います。</p>	<p>のぼり旗はまちの賑わい創出に一定の役割を果たしていると考えられることから、まずは掲出基準を広く周知啓発し、安全面・景観面にご配慮いただけるよう、ご理解とご協力をお願いしてまいります。</p>
3	<p>のぼり旗を複数本並べているのは、大手コンビニやドラッグストアなど全国チェーンの店舗が多く、地域のルールに従わないところが多いと思います。地道な活動になるとは思いますが、理解と協力を求めていくようお願い致します。</p> <p>警察や農協なども掲出することが多いと思いますので、民間にお願いするためにも、公共機関から率先して掲出しないということも大事だと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承り、参考にさせていただきます。</p> <p>関係機関と連携しながら良好な広告景観の形成に努めてまいります。</p>